## 7 計画区域及び計画期間

## (1)計画区域

計画区域は栄町全域を対象とします。

## (2)計画期間

本計画では、本町のまちづくりの最上位計画となる「栄町第5次総合計画後期基本計画」の ほか、「栄町都市計画マスタープラン」、「栄町立地適正化計画」の方針を反映させ、計画期間は 令和5年度から令和8年度までの4年間とします。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
栄町第5次総合計画後期基本計画				
				~R16 まで
栄町立地適正化計画				~R22 まで
栄町地域公共交通計画(本計画)				